

6月1日
～6月30日

戸籍に関する情報は

ホームページ上では掲載致しておりません

年金日より

国民年金保険料の 免除等についてのご案内

住民税務課 電話 0994-22-3039
住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

平成25年度の免除申請受付は7月1日から開始されます。

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度です。免除を希望の方は役場年金係へお気軽にご相談ください。
なお、免除には次の3種類があります。

①全額免除・一部納付申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付になります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下

下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

【申請手続きに必要なもの】

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの。
- ②印鑑
- ③失業などを理由とするときは、次の書類のいずれかが必要です。

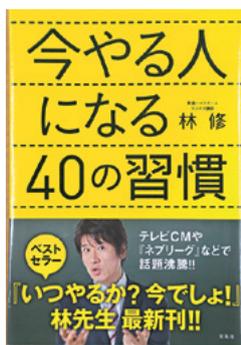
- ・雇用保険被保険者離職票
- ・雇用保険受給資格者証
- ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- ④学生納付特例申請をされる場合は、学生証または在学証明書

社会を明るくする運動月間



7月3日、保護司会の皆さんが、第63回社会を明るくする運動月間PRを兼ねて、役場を訪れ町長にメッセージを手渡されました。この運動は、すべての国民が犯罪や非行防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。7月14日保護司会主催によるふれあいグラウンドゴルフ大会も行われます。

今月のおすすめ本



今やる人になる 40の習慣
林 修 / 著



麓自治会
長浜 真一さん



昇陽自治会
川路 久美子さん



「望郷」
湊 かなえ / 作

テレビやCMでのセリフ「いつやるの？今でしょ！」等で一躍「時の人」になった東進ハイスクール林先生の最新刊です。40の習慣の中には、「努力はベクトル量だ」や「夢や希望は語ってしまえ」、「愚痴や不満を言わずそれを利用せよ」など、読者の背中を押してくれる内容が豊富です。最後の「人税のアイウエオを胸に抱いて生きている」も人生の参考になります。お薦めです。

同じ島を故郷にもつ6人のお話が収められています。それぞれ自分の境遇の不運さを嘆き、悲しみ続ける主人公たち…
でもその不運の裏側にある思いもよらない真実を知った時、主人公たちは……。
著者らしいミステリアスなお話です。ぜひ読んでみてください。